



**新しい生活提案と実践、持続可能社会の実現、  
課題と向き合うドラッグストア  
～セルフメディケーションとともに歩むこれからの暮らし～**

## 出展細則

会期 2023年8月18日(金)～8月20日(日)  
(for ビジネス会期 8月18日(金)・8月19日(土))

会場 東京ビッグサイト

**JACDS**  
一般社団法人  
日本チェーンドラッグストア協会

# Contents

---

開催概要／会場概要	1
会場アクセス	3
一般規定	4
搬入・搬出	6
有料ストックルーム	8
展示装飾	9
火気・危険物品等の取扱い	16
電気	19
ガス配管工事／給排水工事／パッケージブース・レンタル備品	20
医薬品・医薬部外品及び医療機器の展示・サンプリング	21
食品の取扱い（試飲・試食・サンプリング）	22
その他申請・届出について／宿泊／広報・宣伝	23
招待状・封筒／共通食事券（ビッグサイトカード）／ビジター＆ビジネスセンター	24
関係者識別パス	25
来場者識別パス	26
主催者協力会社および関係連絡先	27

**出展細則の内容についてのお問い合わせ先  
第23回 JAPANドラッグストアショー推進事務局**

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 1-8-8 VORT 神田小川町 8F

担当：水田・馬場

TEL. 03(6206)0067 FAX. 03(3525)4171

E-mail : [info@drugstoreshow.jp](mailto:info@drugstoreshow.jp)

URL : <https://drugstoreshow.jp>

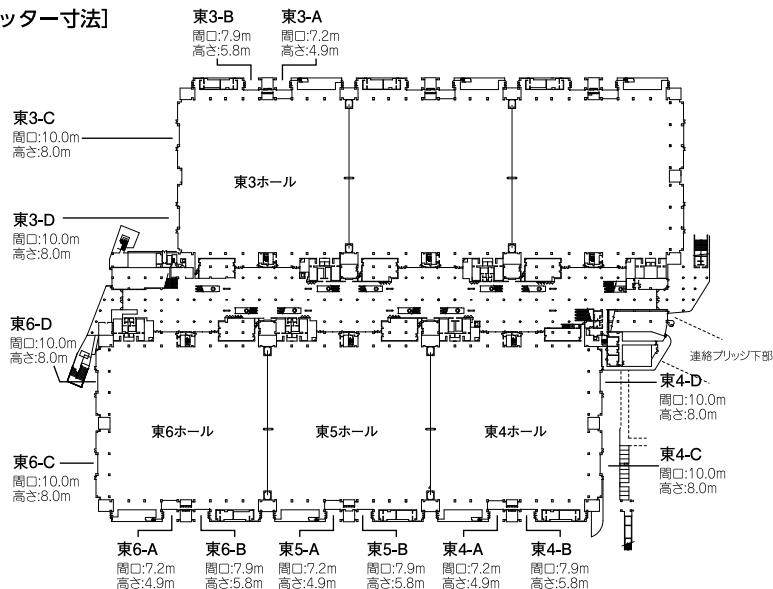
## ■開催概要

■名　　称	第23回 JAPAN ドラッグストアショー		
■テ　ー　マ	新しい生活提案と実践、持続可能社会の実現、課題と向き合うドラッグストア ～セルフメディケーションとともに歩むこれからの暮らし～		
■会　期	2023年8月18日(金)・19日(土)・20日(日)	10:00～17:00	
	8月18日(金)・19日(土)・20日(日)	商談日	
	8月19日(土)・20日(日)	一般公開日	
	for ビジネス会期　8月18日(金)・19日(土)	10:00～17:00	商談日
■会　場	東京ビッグサイト 東展示棟 3・4・5・6ホール(東3ホールはfor ビジネス会場)		
■主　催	一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会(JACDS) 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9 KDX 御茶ノ水ビル2階 TEL (03) 6273-7351		
■入　場　料	無料		
■来　場　見　込	約12万人(3日間延べ人数)		
■協　賛	オールジャパンドラッグ株式会社／株式会社ニッド・日本ドラッグチェーン会		
■後　援 (申請予定)	厚生労働省、経済産業省、環境省、東京都、江東区、公益社団法人日本薬剤師会、 一般社団法人日本保険薬局協会、公益財団法人日本ヘルスケア協会(JAHI)、 中国チェーンドラッグストア協会(CACDS)、全米チェーンドラッグストア協会(NACDS)、 駐日本国大韓民国大使館、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)、香港貿易発展局(HKTDC)、 台湾貿易センター(TAITRA)、特定非営利活動法人印日國際産業振興協会(JIIPA)、日本貿易振興機構(JETRO)、 公益財団法人日本健康・栄養食品協会、一般社団法人ペットフード協会、日本ジェネリック製薬協会、 日本一般用医薬品連合会、日本OTC 医薬品協会、株式会社プラネット		
■推進事務局	第23回 JAPAN ドラッグストアショー推進事務局　担当：水田・馬場 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-8-8 VORT 神田小川町 8F TEL : 03 (6206) 0067 FAX : 03 (3525) 4171 E-mail : info@drugstoreshow.jp URL : <a href="https://drugstoreshow.jp">https://drugstoreshow.jp</a>		

## ■会場概要

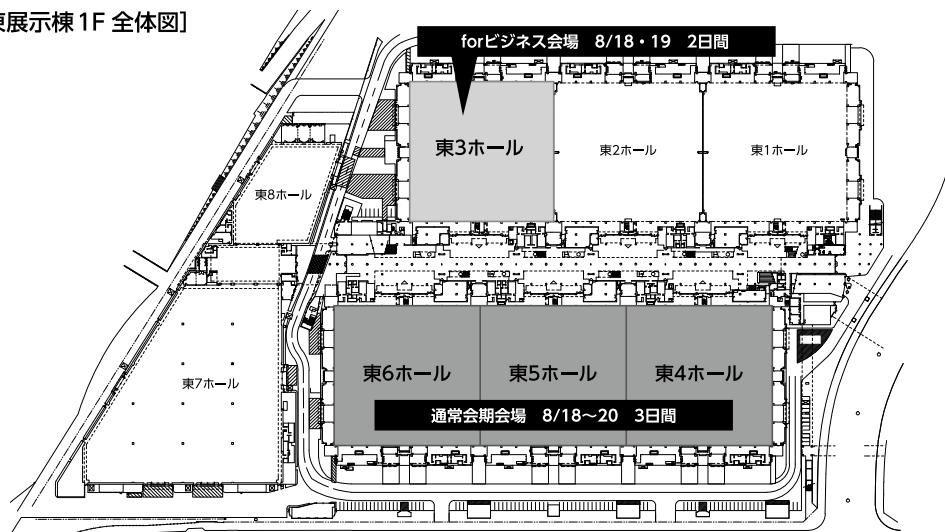
■施設情報	東京国際展示場 東京ビッグサイト 〒135-0063 東京都江東区有明3-10-1 (東展示棟) TEL : 03 (5530) 1111 (代) 建築面積 : 185,348.54m <sup>2</sup> 、延床面積 : 316,990.57m <sup>2</sup> 構造 : 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造																			
■展示ホール設備	<table border="1"><thead><tr><th>ホールNo.</th><th>展示面積</th><th>天井高</th><th>床面</th><th>天井照度</th><th>ピット</th></tr></thead><tbody><tr><td>東3・4・6ホール</td><td>各8,670m<sup>2</sup></td><td rowspan="2">17-31m</td><td>コンクリート 床耐荷重5t/m<sup>2</sup></td><td rowspan="2">400ルクス以上 (全灯時)</td><td rowspan="2">電気、機械 (給排水、ガス、圧縮空 気の敷設スペース)</td></tr><tr><td>東5ホール</td><td>8,350m<sup>2</sup></td><td>アンカーボルト打設可 (要申込)</td></tr></tbody></table>					ホールNo.	展示面積	天井高	床面	天井照度	ピット	東3・4・6ホール	各8,670m <sup>2</sup>	17-31m	コンクリート 床耐荷重5t/m <sup>2</sup>	400ルクス以上 (全灯時)	電気、機械 (給排水、ガス、圧縮空 気の敷設スペース)	東5ホール	8,350m <sup>2</sup>	アンカーボルト打設可 (要申込)
ホールNo.	展示面積	天井高	床面	天井照度	ピット															
東3・4・6ホール	各8,670m <sup>2</sup>	17-31m	コンクリート 床耐荷重5t/m <sup>2</sup>	400ルクス以上 (全灯時)	電気、機械 (給排水、ガス、圧縮空 気の敷設スペース)															
東5ホール	8,350m <sup>2</sup>		アンカーボルト打設可 (要申込)																	

### [搬入出口シャッター寸法]



### 会場図

### [東展示棟1F全体図]



### 会場内事務局

8月16日(水)～20日(日)の期間、会場内に事務局を移設し、会場全般の管理、出展社対応等の業務を行います。

### 会期中諸施設

#### [受付]

会場入口に受付を設置し、来場者の受付、会場案内、情報サービスの拠点とします。

#### [出展社商談・休憩スペース]

会場内に商談・休憩スペースを設置します。

#### [有料ストックスルーム]

会場内に出展社用のストックスルームを有料でご用意いたしますのでご利用ください。各出展社ごとの管理体制のもと、ご利用ください。(詳細は P.8)

#### [女子更衣室]

会場内に女子更衣室を設置します。会期中、午前9時～午後6時の間使用できます。開場前の時間帯は特に混雑しますので、速やかに着替えるよう心がけてください。更衣室には貴重品や私物は置かないようにしてください。万一紛失されても事務局では責任を負いかねますのでご注意ください。

#### [飲食店]

東京ビッグサイト内には多くのレストランがありますので、ご利用ください。なお館内および周辺で利用可能な「共通食事券」を販売しておりますのでご利用ください。(詳細は P.24)

# 会場アクセス



## りんかい線

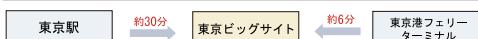


※大崎駅よりJR埼京線相互直通運転。国際展示場駅から渋谷（約20分）、新宿（約25分）、池袋（約31分）、大宮（約56分）、川越（約78分）の各駅を直接結びます。

## 京浜急行バス



## JRバス関東



## ゆりかもめ

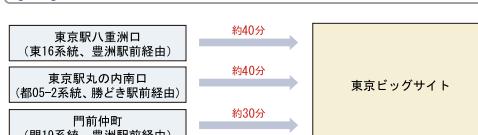


## 水上バス



※不定期運行のため、最新の運行状況は東京都観光汽船HPにてご確認ください。

## 都営バス



## 車



## 有料駐車場のご案内

駐車場名	台数	営業時間	料金	制限
東棟 地下駐車場	189台 (車椅子用4台を除く)	8:00～ 22:00	普通車：250円／30分 1日最大2,000円（営業時間内限り） ※交通系 IC カード利用可	高さ 2.1m 幅 1.9m 長さ 5.3m 重量 2.5t
会議棟 地下駐車場	62台 (車椅子用5台を除く)	8:00～ 22:00	普通車：250円／30分 1日最大2,000円（営業時間内限り） ※交通系 IC カード利用可	高さ 2.5m 幅 1.9m 長さ 5.3m 重量 2.5t
南棟 立体駐車場	349台 (車椅子用8台を除く)	8:00～ 22:00	普通車：250円／30分 1日最大2,000円 ※交通系 IC カード利用可	高さ 2.1m 幅 1.9m 長さ 5.0m 重量 2.5t

※ 24 時間営業ではありません。営業時間内での出構をお願いいたします。夜間の留め置きはお断りします。

※上記以外の臨時駐車場等の営業情報は、東京ビッグサイトホームページでご確認ください。

# 一般規定

## ■ 出展社の宣伝方法

- ①出展社は、自社小間内にて、出展物に関するパンフレット、カタログ、製品見本などの配布が可能です。サンプリング、試飲・試食の詳細についてはP.22を参照してください。
- ②スピーカー、AV機器等音響機器または展示物自体が発生する音量は、小間前面2メートルにて計測し、70デシベル以下とさせていただきます。万一、他の出展社に迷惑がかかる場合には、事務局より改善の指示をさせていただくことがあります。
- ③担当者の方は必ず小間に常駐して、来場者への対応及び出展物の管理にあたってください。小間近くの通路の混雑により、他の出展社の営業活動を妨害することがないよう責任を持つものとします。
- ④小間内の案内・誘導係員は、出展社自身でご手配ください。なお、コンパニオン・ナレーター・スタッフ等の紹介と、コスチュームのリース等も行っております。ご希望の出展社は事務局までお問い合わせください。

## ■ 自社小間内の管理

- ①出展物は当展示会の開催目的の主旨にそった品目とします。
- ②出展物および貴重品については、各自、管理・保全を行ってください。事務局は細心の注意をもって、会場の管理保全にあたりますが、万一、天災など不可抗力による損失、もしくは盗難、紛失、その他会場内外で発生した事故に対してその責任を負いかねますので、十分ご注意ください。また、出展物に保険をかけるなどの措置をとられることをお勧めします。
- ③出展社は搬入・搬出、開催の期間を通じて、事故発生防止に努めてください。もし、出展社に関わる行為で事故が発生した場合、当該出展社において責任を負っていただきます。
- ④自社小間内及びストックルーム(有料)内以外の会場スペースへの荷物放置は一切禁止します。放置物はすべて撤去廃棄しますのでご注意ください。なお、それらにかかる費用は実費請求します。

## ■ 出展社証

事務局では会場の出入りに必要な「出展社証」を、[申込み小間数×5枚]配付いたします(専用パッケージ小間・ゴンドラ什器の場合は2枚)。規定配付分のお届けは7月上旬とさせて頂きます。会期中、必ずこの「出展社証」を着用してください。なお、規定配付の数以上に必要な場合は、8月16日(水)13:00より会期中随时会場内事務局にて配付します。ただし、枚数に限りがありますので、自社関係者内で再利用するなどして最小限になるよう調整のうえ、お求めください。

※基準時間以外の会場出入りには「出展社証」を着用してください。

※設営・撤去期間中の基準時間内に関しては、着用の必要はありません。

## ■ 安全に対する配慮

実演によって人体に損害を与える恐れのある場合は、事前に十分な防護策を講じてください。また、施工・装飾・実演作業者の安全や火災についてもご注意ください。  
実演に伴って発生する臭気・騒音・振動が来場者及び他の出展社に影響を及ぼす場合には、改善の指示をさせていただくことがあります。

## ■ 廃棄物の処理

- ①展示装飾、施工・撤去による廃材・残材、およびサンプリング・試飲・試食で発生した空容器、空ビン等は必ず出展社にて処分してください。また、調理等で使用した廃油などが生じた場合、会場内の排水溝等に流すことは、法律で禁止されています。処理業者に依頼し、会場外にて処理をお願いいたします。
- ②会場内・会場施設のごみ集積場へ無断で投棄することは禁止します。
- ③事務局では有料にてごみ処理を承ります(可燃物・不燃物・ビン・缶・段ボール)。ごみ処理を希望する出展社は、「施工事務局」までお問い合わせください。
- ④事務局は、通路など共有部の会場全体清掃を行いますが小間内の清掃は出展社自身で行ってください。
- ⑤展示廃棄物、使用済みの資材などを決められた時間内に撤去・搬出しない場合は事務局で処理いたしますが、その費用の全額は出展社へ実費請求となりますのでご注意ください。

## ■ 一般規定

- 会期中の呼び出し 会期中の外部からの電話による呼び出しアナウンスは他の出展社の活動の妨げとなるため、原則として行いません。
- 即売の禁止 会期中、現金と引き替えに出展物又はその他の物品を即売することを禁止します。  
又、予約販売(対個人)も禁止します。  
違反が確認された場合、開催時間内であっても商品の撤去、強制退却を命ずる場合がありますのでご注意ください。
- 会場内での喫煙 展示ホール内は全面禁煙となります。喫煙される方は所定の喫煙所をご利用ください。
- 通信回線工事 小間内に電話・インターネット回線設備の設置を必要とする出展社は7月14日(金)までに(株)ビッグサイトサービス 通信回線サービス担当へ直接お申込みください。事務局その他では個々の申込みを受付けませんのでご注意ください。  
お申込み・詳細は東京ビッグサイトホームページ：<https://www.bigsight.jp/organizer/services/network/>にてご確認いただかず、下記へお問い合わせください。
- 株式会社ビッグサイトサービス 通信回線サービス担当  
TEL : 03 (5530) 1107 FAX : 03 (5530) 1106  
E-mail : [tsushin@tokyo-bigsight.co.jp](mailto:tsushin@tokyo-bigsight.co.jp)
- ※通信回線設備のご利用料金は(株)ビッグサイトサービスより直接ご請求します。  
※パソコン、HUB、ルーター等電源を必要とする場合は、出展社の負担・手配で電源（コンセント）をご用意ください。本書P.19の電気設備の項をご参照いただき、ショー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「9. 電気使用申込」のお申込みが必要になります。
- 免責事項 事務局は天災地変、疫病、感染症の蔓延その他不可抗力の原因により会期を変更、または開催を中止することがあります、これによって生じた出展社の損害を補償いたしません。
- 出展キャンセル料 出展の申込みが受理され、出展料をお支払い頂いた後の出展社の事情による出展取り消しについて、原則として出展料の払い戻しには応じられませんのでご了承ください。
- 著作権について 展示会場内で、他者が著作権を有する音楽や映像を演奏、再生、上映等する場合は、あらかじめ著作権者から利用許可を得る必要があります。  
(例：生演奏、録音・録画したものを再生・上映するなど)  
また、ブースの装飾やパネル展示、印刷物の配布等を行う際に、他者の著作物、商標、肖像を利用する場合も、あらかじめ権利者から許可を得る必要があります。  
出展各社にてあらかじめ必要な利用許可を得るなどして、権利侵害の内容十分にご注意ください。事務局では無断使用、権利侵害のあった場合、一切の責任は負いません。
- 写真・動画の撮影について 出展社および来場者による展示会場での写真・動画撮影は禁止します。また、当該出展社の許可なく出展物の撮影・模写・測定・型取り等することは厳禁といたします。  
ただし、出展社自身による自社ブースの撮影、事務局の記録撮影、事務局が認めた報道機関（報道パス着用）による撮影のみ許可します。出展社は自社ブース以外の会場内および通路、主催者コーナー等の撮影は禁止です。  
展示会場外の東京ビッグサイト施設の撮影は、別途許可が必要となりますので事務局へご相談ください。  
事務局は、展示会場内で記録撮影を行い開催告知等に使用します。出展各社のブースや展示物、関係者が映り込む場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 上記規定の遵守及び変更 出展社及び関係者は、この規程を遵守しなければなりません。また、事務局はやむを得ない理由がある場合、この規程ならびにその細則を変更することがあります。

# 搬入・搬出

## ■ スケジュール

搬入・搬出は下記のスケジュールで行います。

	日 程	基 準 時 間	備 考
出 展 社 搬入・設営	8月16日(水)	12:00～18:00 ( 6小間以上 9:00～ ) ( 10小間以上 6:00～ )	館内車両の完全退出は17:00
	8月17日(木)	9:00～18:00	館内車両の完全退出は17:00
会 期 中	8月18日(金) ↓ 8月20日(日) (forビジネスは8月19日(土))	9:00～ 9:30 17:30～18:00 (会期最終日は朝のみ)	実演材料・印刷物の補充
搬 出	8月20日(日) (forビジネスは8月19日(土))	17:30～22:00	館内車両乗入れは 18:00頃から

①出展社及び小間内作業に従事される方の作業時間は上記スケジュール表の通りです。原則として入退出時間は基準時間内とします。

②上記基準時間以外の作業については「時間外作業届け」を申請することで作業時間の延長が可能です。残業の場合は当日の17:00まで、早出の場合は前日までに会場内事務局にて申請してください。

③その他、作業内容及び、スケジュールにおいてご要望がありましたら、事務局までご相談ください。

## ■ 車両許可証

ゲート内に入場するすべての車両は、車両許可証が必要です。車両許可証のない車両は入場できません。車両許可証は必ず車のフロントに掲出してください。また1車両につき1枚の車両許可証が必要となります。規定配付分のお届けは7月上旬となります。

### 規定配付枚数

出展小間数	搬入出車両許可証	会期中車両許可証
1～5小間	5枚	1枚
6小間以上	10枚	2枚
10小間以上	15枚	3枚
専用パッケージ小間／ゴンドラ什器	1枚	1枚

なお、規定配付の枚数以上に車両許可証が必要な場合は、6月30日(金)までにショーカンパニー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「4.車両許可証・招待状等追加申込」にてお申込みください。追加分のお届けは7月下旬とさせて頂きます。

※原則として宅配便送料着払いにて、追加申込出展社への一括送付とさせて頂きます。

## ■ 搬 入

各展示ホールのトラックヤードに進入する車両は鉄鋼ゲートから進入してください。

場内では警備員の指示に従ってください。会場内は全て駐車禁止となっており、各展示ホールのトラックヤードには車両の留め置きができませんので、作業が終了した車両は速やかに移動のうえ、駐車の場合は東京ビッグサイト内の各有料駐車場をご利用ください。会場周辺路上での駐停車は禁止です。

※館内の車両は、8月16日(水)・17日(木)とも17:00までに完全退出願います。

## ■ 会期中の車両入場

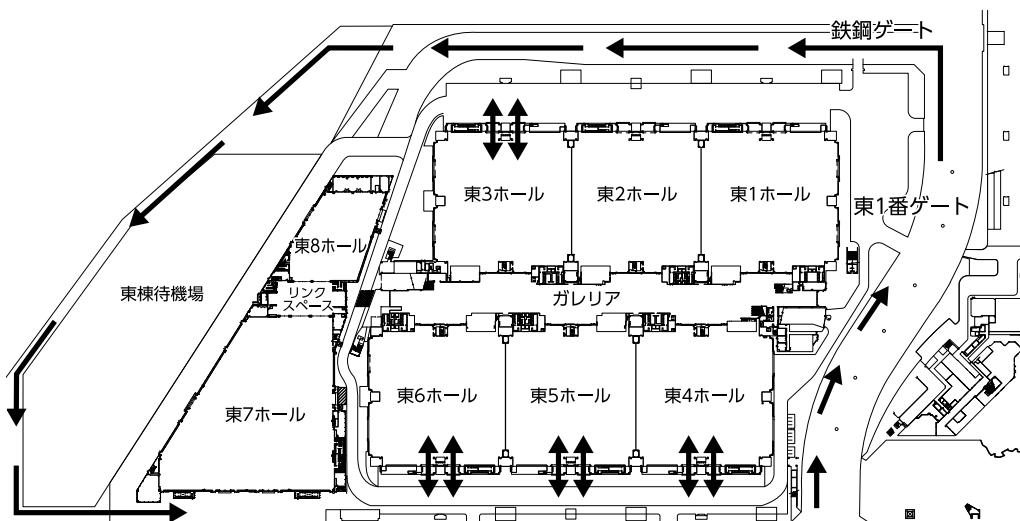
(実演材料・印刷物補充のみ)

会期中の車両入場は9:00～9:30と17:30～18:00です。東1番ゲートから進入してください。ただし、展示ホール内に車両は進入できません。各展示ホールの搬入口より手運び、台車等で速やかに行ってください。また、作業が終了した車両は速やかに場外の有料駐車場へ移動してください。会期中、場内への車両の留め置きは一切できません。

## ■ 搬入・搬出 ■

- 搬 出
- ①搬出の際、会場内は相当な混雑が予想されます。各展示ホールのトラックヤードへの進入は東棟待機場から誘導とさせていただきますので、搬出車両はまず鉄鋼ゲートから東棟待機場へ進入してください。
- ②車両許可証がない場合および東棟待機場以外に駐車していた場合は、会場への進入が遅れる恐れがありますので、充分ご注意ください。会場周辺路上での駐停車は禁止です。
- ③8月20日(日) (for ビジネスは8月19日(土))閉会後の17:00～18:00までは給排水管の撤去・通電停止のため、館内への車両入場は18:00頃を予定しております。
- ④8月20日(日) (for ビジネスは8月19日(土)) 17:00～18:00までは出品物の梱包や手運び・台車による搬出は可能です。特に紛失・損傷しやすいものは閉会後ただちに荷造り梱包をして事故防止につとめてください。
- ⑤搬出期間は、8月20日(日) (for ビジネスは8月19日(土)) 22:00までとします。以降に出品物・装飾資材などを会場内に残しておいた場合は、事務局はこれを任意に処分します。また、その処分に要した費用は出展社の負担になりますのでご注意ください。
- 展示物の開梱・梱包
- 展示物の開梱・梱包作業および装飾物の解体作業は、他の出展社の作業の妨げになりますので、必ず自社小間内で行ってください。

■ 搬出入経路



- 宅配便・チャーター サービスの利用
- 宅配便などの路線便で、荷物を展示会場の自社ブースへ搬入出することができます。事務局では荷物をお預かりすることができませんので、ご注意ください。

宅配便での搬入には、伝票に以下の情報を必ず記載してください。

配送伝票 記載内容	東京都江東区有明3-10-1 東京ビッグサイト東○ホール JAPAN ドラッグストアショー内 小間番号：*-*-* * 出展社名：〇〇〇〇〇 氏名：〇〇〇〇〇 当日連絡の取れる電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇 配送指定日時(配送各社の状況により対応が異なります)
--------------	---

搬出日(一部会期中も)には以下の配送会社による配送カウンターを設置します。

着払いのみの受付となり、発送日は翌日の対応です。利用にあたっては万全な梱包を済ませたうえで、配送カウンターへお持ちください。なお、例年搬出日の配送カウンターが非常に込み合いますので、予めチャーターサービスなどを手配するとスムーズです。

配送カウンターの設置日時および配送各社利用時の詳細については、後日事務局よりご案内いたします。

●ヤマト運輸(株) 東京ビッグサイトセンター TEL : 03 (3599) 1340

●(株)近鉄コスモス TEL : 03 (5148) 3960

●ヤマトボックスチャーター(株) ホームページより自社の管轄支店へお問合せください。

# ■有料ストックルーム

■ 有料ストックルームに 展示製品、サンプル品、残材などは、自社小間内での管理をお願いしておりますが、スペースの確保が難しい出展社に対し、事務局では会場内に専用のストックルームを有料にて貸し出しいたします。利用をご希望の出展社の方は、6月30日(金)までに、ショー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「7. 有料ストックルーム申込」にてお申込みください。

- サイズ：W2,970mm×D1,980mm×H2,700mm (5.88m<sup>3</sup>)／1ルーム
- 仕様：システムパネル、鍵付き／1ルーム
- 料金：¥121,000 (消費税込)／1ルーム

※有料ストックルームの貸出数には限りがありますので、お早めにお申込みください。

※有料ストックルーム内の物品の管理は各出展社の責任となります。盗難・紛失・事故などについては事務局はその責任を一切負いません。

※ストックルーム内は禁煙となります。

※避難導線の妨げになる場合があるため、有料ストックルームの外へ荷物を置くことは禁止いたします。

※会期中の荷物の出入の際は近隣の出展社の迷惑にならないよう配慮してください。

## ■ 位置について

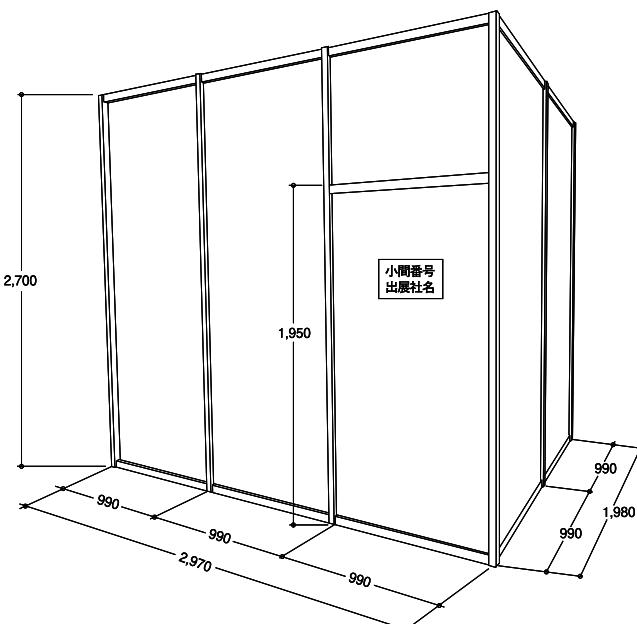
有料ストックルームの位置は指定することができません。事務局にて調整の上、後日連絡いたします。  
位置決定後の位置移動も一切お受致しかねます。

## ■ 鍵の引き渡し

有料ストックルームの鍵は8月17日(木)13:00より会場内施工事務局カウンターにてお渡しします。鍵は、8月20日(日)(for ビジネスは8月19日(土)17:30までに会場内施工事務局カウンターへ返却してください。鍵の紛失等については実費を請求いたします。

## ■ 電源について

有料ストックルーム内に電源が必要な場合には、6月30日(金)までにショー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「9. 電気使用申込」にてブース分の電源とは別にして「ストックルーム分」と記入してお申込みください。照明器具の取付け、コンセントが必要な場合には、各種申請書類「14. レンタル備品申込」より、必要な備品をお申込みください。



# ■ 展示装飾

## ■ 出品物

### [出品物の高さ制限]

高さが4,500mmを超える出品物を出展予定の場合は、設計途中において必ず事前に図面及び製品カタログを施工事務局に提出のうえ、許可を得てください。

### [出品物の重量制限]

出品物の重量は、5t/m<sup>2</sup>を限度とします。これを超えるものは、事前に事務局へご相談ください。(詳しくはP.12-13をご参照ください)

### [出品物の制限と禁止行為]

引火性爆発物、有害物質(放射性危険物、劇毒薬、麻薬等)は、出展を禁止します。

また、裸火(ただし、消防署の禁止行為解除の承認を受けたものは除く)は、使用することができません。

## ■ 主催者が行う基礎工事

小間位置は、出展物と会場仕様を考慮して主催者にて決定いたしました。出展社は、この決定した小間位置に對して苦情を申し出ることはできません。スタンダードブース1小間の面積は、8.82平方メートル(芯々間口2,970mm×奥行2,970mm×高さ2,700mm)となります。(トライアル(ミニ)ブースは芯々間口1,980mm×奥行1,980mm×高さ2,700mmです)

スタンダードブースを複数出展する場合、小間の種類は単列・複列・独立の3種類です。

### [基礎小間の仕様]

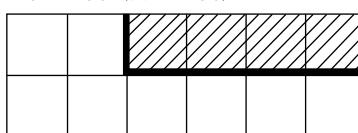
展示小間のサイドパネル、バックパネルを取り付けます。パネルはオクタノルムシステムによる基本構成で、使用パネルは4mmペニヤ板、両面白ビニールコーティング仕上げです。側壁は隣接する出展社との境界に設けます。

※独立小間(原則10小間以上)をご希望の場合はスペース渡しとなります。独立変形小間は12小間以上の出展社のみとなります。

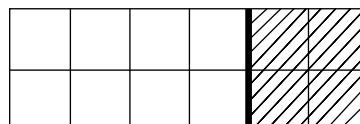
※角小間の場合は通路側開放面のサイドパネルはつきません。サイドパネルをご希望の場合は、施工事務局へお申し出ください。(有料)

※主催者が用意する基礎小間には、パラペット、社名板、カーペット、電気、照明器具などは一切ついておりません。必要な場合は6月30日(金)までにショー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「13. パッケージブース申込」もしくは、「14. レンタル備品申込」にてお申込みください。(有料)

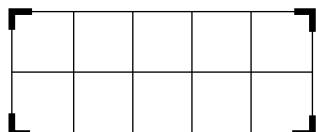
#### ■ 単列小間(例:4小間)



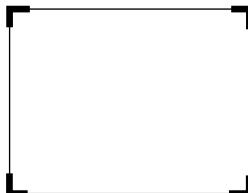
#### ■ 複列小間(例:4小間)



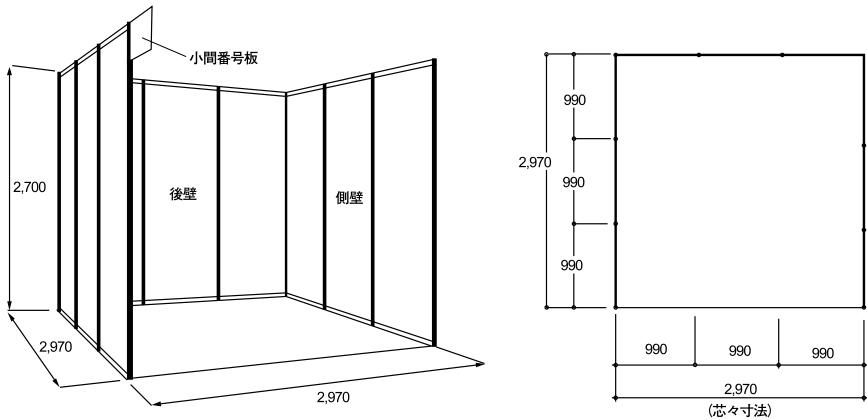
#### ■ 独立小間A(10小間以上)



#### ■ 独立小間B変形(12小間以上)



独立小間は表示テープのみとし、間仕切り壁は設けません。スペース渡しとなります。



#### [システムパネルについてのご注意]

使用されているビーム及びパネルの切断、釘打ち、穴あけ等の加工は一切できません。

説明パネルなどを取り付ける場合は、両面テープ、セロテープ、専用のフック(オプション)を使用できますが、撤去時に原状復帰をしてください。

システムパネルに破損、損傷があった際は、実費請求させて頂きます。

※上記に含まれない部材、作業の追加・変更はオプションとして別途料金になります。

## ■ 展示装飾

出展社が独自の装飾工事を行う場合には、展示会全体の統一を十分考慮され、また次の事項に十分ご注意のうえ施工してください。

全ての出展社は、依頼する小間装飾の施工業者名及び広告代理店・運営会社等を6月30日(金)までにショーカタログ公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「5. 装飾施工届・施工業者登録」に入力してください。(小間装飾を依頼せず、自社で施工を行う場合でも「自社」と入力が必要です。)

展示装飾を他社へ委託する場合、又は装飾物がつぎの[展示用装飾物の高さ制限・見通しについて]の②～⑤または、P.13-14[天井張りおよび2階建施設等の制限]に該当する場合は、6月30日(金)までに図面(平面・立面)及び製品カタログ等を各種申請書類「5. 装飾施工届・施工業者登録」にアップロードしてください。

期日までに提出済でも変更が生じた場合、又は期日後に完成した場合でも必ず最終版の図面等の提出をしてください。施設・消防・保全・運営等周囲の状況を考慮のうえ指導もしくは承認いたします。指導が入った場合は設計変更と図面の再提出が必要となります。なお、装飾物に違反や未申請のものがあった場合は、施工終了後であっても、事務局の裁定によりその装飾物を撤去することがありますので、ご注意ください。

#### [搬入・設営期間] ※出展細則 P.6 参照

搬入・設営期間は原則として下記とします。

8月16日(水) 12:00～18:00 (6小間以上は9:00～、10小間以上は6:00～)

8月17日(木) 9:00～18:00

ただし、作業の都合上やむを得ず時間を延長する場合、残業は当日の17:00まで、早出の場合は前日までに会場内事務局にて申請してください。

#### [撤去・搬出期間] ※出展細則 P.7 参照

展示会終了後の出品物及び装飾物の撤去・搬出期間は、原則として下記とします。

8月20日(日) (for ビジネスは8月19日(土)) 17:30～22:00

なお、8月20日(日) (for ビジネスは8月19日(土)) 22:00以降に、出品物、装飾資材等を会場内に残しておいた場合は、事務局は任意にこれを処分します。またその処分に要した費用は出展社の負担になりますので、ご注意ください。

#### [展示装飾物の制作と設営]

展示装飾物とは、出品物に直接関与しない、広告塔・間仕切り壁・パネル・パラペット・照明器具・植木など全てをいいます。

①展示装飾物の制作に当たっては、保守並びに災害防止のため、不燃性、準不燃性、または難燃性の材料を使用してください。

②設営に当たっては、できるだけ施工業者の工場であらかじめ制作組立てをし、会場内の作業を最小限にとどめてください。また、作業方法についても事故のないよう十分注意してください。なお、通路・消火栓・非常ベル等の付近には装飾用資材を積みしないでください。

## ■ 展示装飾 ■

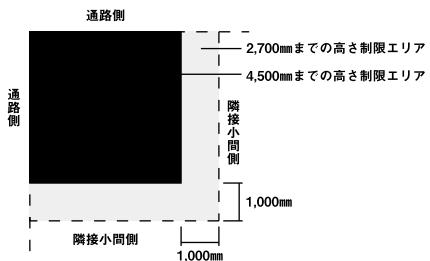
### ■ 展示装飾に関する規定 [展示用装飾物の高さ制限・見通しについて]

①基礎小間の壁の高さは、2,700mmとします。

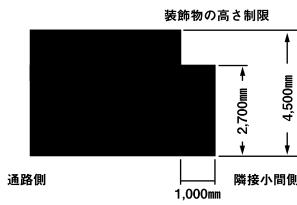
②装飾物の高さ制限について

2,700mmの高さをこえるもの、あるいは展示商品の特性上2,700mm以上の高さに展示をする場合は、4,500mmまでの展示用装飾物を施工することができます。ただし、隣接小間がある面に対しては小間敷地の境界より内側へ1,000mmのセットバックが必要です。(例1参照)

例1) 平面図



例1) 立面図



③バルーンの使用について

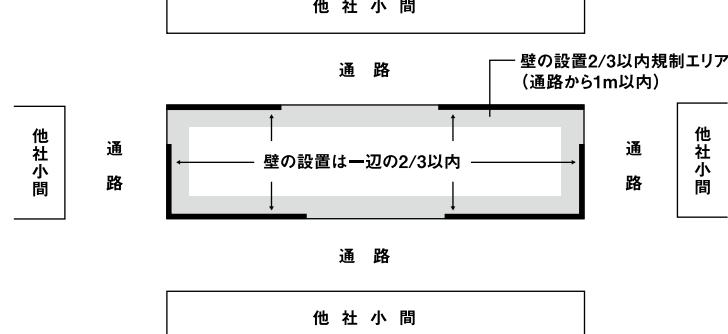
バルーンの使用は2小間以上の出展社のみ可能です。②に定められたセットバックをおこない、次に記載するa～cのバルーンの設置規定に従ってください。その際、隣接小間に迷惑のかからないよう、十分に固定してください。(壁面等に直接バルーン本体を乗せたり、地面に置く場合はバルーンとは見なさず装飾物としての規定が適用されます。)

- バルーンの水平投影面積が9m<sup>2</sup>以下の場合、バルーンの最上部が床面から15m以下の高さとしてください。ただし、装飾物やパネル等からは1m以上の距離を確保してください。
- バルーンの水平投影面積が9m<sup>2</sup>を超え50m<sup>2</sup>以下の場合は、バルーンの最下部が床面から11m以上、最上部が15m以下の高さとしてください。
- バルーンの水平投影面積が50m<sup>2</sup>を超える場合は、予め事務局へご相談ください。東京ビッグサイトと協議のうえ、設置方法を決定します。

④小間と通路との境に構造物(壁面など)を設置する場合

構造物の高さは2,700mmとし、幅は現小間寸法の1通路面につき2/3以内とします。残り1/3は見通しのきく構造(ガラス窓、腰高の壁面・棚など(高900mmまで)、パラペット)としてください(例2参照)。ただし、小間と通路の境から内側に1,000mm入ったところより、1/3の開放無く壁面を立てることができます。

例2)



⑤ブースが会場軸体側(会場壁面との間に他社の出展ブースや来場者の往来がない)に配置されている場合は、上記②～④の制限が緩和される場合があります。詳しくは装飾物制作の時期に余裕を持って事務局までお問い合わせください。

⑥展示装飾を他社へ委託する場合、又は上記②・③・④・⑤に該当する場合は、6月30日(金)までに図面(平面・立面)及び製品カタログをショー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「5. 装飾施工届・施工業者登録」にアップロードしてください。

期日までに提出済でも変更が生じた場合、又は期日後に完成した場合でも必ず最終版の図面等の提出をしてください。施設・消防・保全・運営等周囲の状況を考慮のうえ指導もしくは承認いたします。指導が入った場合は設計変更と図面の再提出が必要となります。なお、装飾物に違反や未申請のものがあった場合は、施工終了後であっても、事務局の裁定によりその装飾物を撤去することがありますので、ご注意ください。

**[床面工事] (アンカーボルト工事)**

出展物や装飾物の固定等のためにアンカーボルト（芯棒打込み式アンカー）を使用する場合は、**6月30日(金)**までにシヨー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「**6. 床面工事申込**」に必要事項を入力し、打込み位置を明記した計画図をアップロードしてください。

**① 使用できるアンカーボルト**

Φ 16mm以内、シールド深さ 60mm以内（ドリル径 17mm以内）の芯棒打込み式のオール・インアンカーのみ打設可能です。

アンカーボルトの打込みは、1本につき 2,200円（税込）となり、会期後使用実績により施工事務局よりご請求します。

**② 施工の注意点**

アンカーボルトはサンダー等で切断し、床面に突起物が残らないようにしてください。また、ハンマーでの打ち込みやガス溶断は禁止します。

アンカーボルトのカットが完全にされておらず、床面から出ている場合は、1本につき 8,800円（税込）、ハンマー使用による床面の破損、ピット蓋部へのアンカー打込み、アンカーボルトを引き抜いている場合、無届けの床工事、下記③に記載した規定違反打設があった場合には、補修費を請求します。

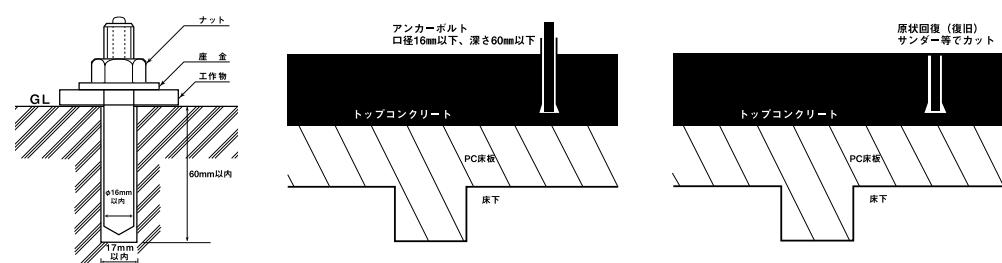
**③ 禁止事項**

(ア) 剥削・はつり

(イ) 規定のアンカーボルト以外（コンクリート釘・コンクリートビス・ねじアンカー・接着系アンカー等を含む）の打設

(ウ) ドリル径 17mm を超える穴あけ

(エ) ピットおよびその周辺部（ピット端部から 200mm まで）の範囲内への打設



**[重量物等の展示制限]**

会場では重量物の展示について施設構造上の制限があります。総重量 5t/m<sup>2</sup>以上の出品物を設置予定の場合は、以下の設置方法および養生方法を確認のうえ、予め事務局へご相談ください。

**① 展示物の重量制限**

- 展示物単体重量を展示物の水平投影面積で割った数値が 5t/m<sup>2</sup>を超える展示はできません。
- 展示物単体重量を展示物の接地面積で割った数値が 5t/m<sup>2</sup>を超える場合は養生を行ってください。

**② 搬入出時の車両制限**

- 総重量（自重 + 積載重量）が 45t を超える車両の入場はできません。展示ホール内の車両速度は 10km/h 以下で走行してください。

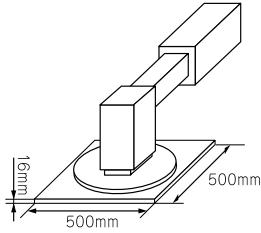
**③ 展示物設置時の制限**

- 吊り上げクレーンは 45t ラフタークレーン以下とします。
- ピット蓋上にはア utri g aベースや重量車両（トレーラー等）を載せないでください。

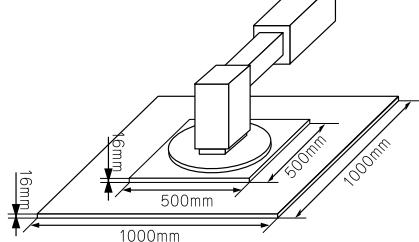
- サイズ別アウトリガーベースの養生方法は下記の通りです。

ラフターカーレーンの重量	養生方法
35t以下	500mm×500mmの敷板を使用(厚さ16mm)
45t以下	1000mm×1000mmの敷板に500mm×500mmの敷板を重ねて使用 (それぞれ厚さ16mm)

• ~35t ラフター

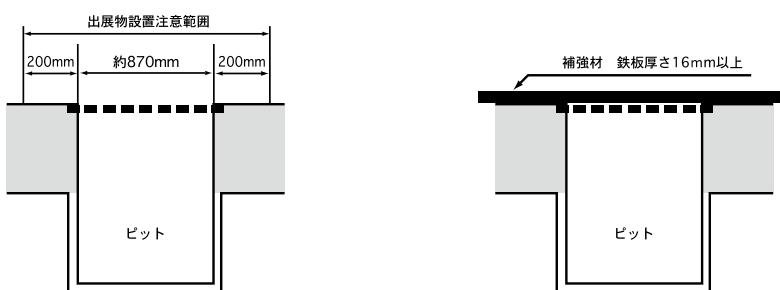


• ~45t ラフター



- ピットおよびその周辺部(ピット端部から200mmまで)の範囲内で展示物の全重量を支えることや、ピット上で集中して荷重を受けることはできません。ただし、3t/m<sup>2</sup>以下の荷重は別とします。

- ピットおよびその周辺部に単体の総重量が3t以上の展示物等が載る場合は下図の要領で補強を行ってください。



#### ■ 装飾に関する注意事項 [天井張りおよび2階建施設等の制限]

- あらゆる施設物にルーバー、ネット等透水性・排煙性のある工法以外の天井張、屋根等を設けることは、原則として禁じます。
- ただし、2階建施設、天井・屋根等による遮光、遮音、断熱又は防塵等の措置を講じなければ展示物品の持つ機能が活かされず、展示目的が果たされない場合は、「装飾資材の防炎規則」を満たす資材を使用のうえ、下記①～④に従い、6月30日（金）までに設計図及び施工理由書をショーアップ公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「5. 装飾施工届・施工業者登録」にアップロードしてください。事務局及び東京ビッグサイトとの協議のうえ、指導もしくは承認いたします。指導が入った場合は設計変更と図面の再提出が必要となります。なお、期日を過ぎて提出された場合は承認を受けられないこともあります。また、無許可の場合は撤去を命じられますのでご注意ください。

##### ①壁のない屋根及び天井を設ける工作物

- ア. 屋根及び天井の大きさは50m<sup>2</sup>以下、高さは3m以上4.5m以下とする。
- イ. 前項ア. の設置基準を超える造作により、スプリンクラー設備及び放水銃の散水障害となる場合は、以下のいずれかの措置を取ることを条件に前項の設置基準を解除できる。
  - 1) 屋内消火栓で有效地に警戒(歩行距離)ができる。
  - 2) パッケージ型消火設備を設置する。
- ウ. 柱及び梁は、鉄骨構造の不燃材料とし、十分な強度を有する。
- エ. 布、暗幕、シート等の繊維製品は防炎物品を使用する。
- オ. 自動火災報知設備の感知器及び走査型火災検出器の感知障害となる場合は、感知器を設置する。

##### ②壁がある屋根、天井を設ける工作物

- ア. 屋根及び天井の大きさは50m<sup>2</sup>以下、高さは3m以上4.5m以下とする。また、努めて走査型火災検出器及び放水銃に面する壁を開放するものとする。
- イ. 原則として展示の内容が遮光又は防塵等の措置が必要なものに限る。
- ウ. 内装は下地、仕上げとも難燃材料以上とする。

工. 避難障害とならないように、出入口を2ヶ所以上設け、避難口誘導灯又は誘導標識を設ける。

オ. その他の基準は、①壁のない屋根及び天井を設ける工作物イ～オに準じる。

③2階建て以上の床構造の工作物

ア. 2階部分には、階段(幅員90cm以上)を2ヶ所以上設ける。

イ. 2階及び階段には、転落防止のため高さ1.2m以上の手摺等の防護柵を設ける。

ウ. 階段付近に避難口誘導灯又は誘導標識を設置する。

エ. その他の基準は、②壁がある屋根、天井を設ける工作物ア～オの基準に準じる(屋根、天井を床と読み替える)。

④高床を設ける工作物

ア. 30cm以上の高床は、舞台又は展示物を観覧するためのものに限る。

イ. 柱及び梁並びに床材は、鉄骨構造等の不燃材料とし、十分な強度を有するものとする。

ウ. 床下部分には、点検以外に人が入れない構造とする。

エ. 床下に分電盤及び配線の接続等を設けない。

オ. 転落防止等の措置を講じる。

カ. 床下に火気使用設備の設置及び危険物の貯蔵・取扱いはできない。

※消火器・自動火災報知設備等の消防設備の詳細・設置場所は、設計図を確認後、事務局及び東京ビッグサイトとの協議のうえ、ご報告いたします。

※展示ホールには、消火設備として放水銃・走査型火災検出器が設置されています。造作、又は展示品の形状により、放水障害、および感知障害となる可能性が考えられる際は、天井面積が50m<sup>2</sup>以下でも上記の措置が必要となる場合があります。

[その他]

●出品物及び装飾物は地震等により転倒・落下・移動等しないように確実に固定取付けをしてください。

●会場設備・基礎小間・他社の出品物及び装飾等を破損した場合は、理由の如何にかかわらず責任を取っていただきます。

●消火器・屋内消火栓・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・非常ベル・誘導灯等を装飾物などで隠さないでください。また、その付近には使用の際に障害となる陳列、工作物、その他の物品を置かないでください。

●会期中に展示設備及び装飾の模様替えをすることは原則としてできません。

●展示装飾及び出品物を、会場の天井・柱・壁などの既存のものから吊下げたり、もたせかけることを禁止します。

●装飾物及び展示製品が小間内の間仕切りの枠外にはみ出ることを禁止します。また、通路上に施設や標示などを設けないでください。

●旗の装飾は禁止いたします。

●会場の管理運営に支障をきたす騒音・振動・臭気・煙等を発する工事は、原則として禁止します。

●展示会場内を汚損・破損・漏水するおそれのある場合は、あらかじめ養生してください。

●天井・壁面・ガラス・配管・配線類を支持物として使用しないでください。また、天井・壁面・扉・ガラス等へは一切、直接工作(釘打ち・削り・貼り付け等)しないでください。

●ガラス・蛍光灯・壁・天井・床・資材・備品等設備機器類に破損があったときは、速やかに事務局もしくは施工事務局へ申し出てください。

以上、違反または不完全な装飾がある場合は、撤去していただく場合もありますので、計画・設計に際して充分ご注意ください。なお、不明な場合は事前に施工事務局にご相談ください。

### ■ 装飾資材の防災規則

会期中、消防署員の査察が行われますので、下記の項目について万全を期してください。

①防炎合板に厚い布、ひだのある紙類を装飾貼付する場合は、防炎性能を有するものを使用してください。

ただし、うすい布紙を防炎合板に全面密着して使用する場合ははさしつかえありません。

②防炎処理済のものを使用していない場合は、消防署の立会検査の際に取り壊し、またはやり直しを指示されることがありますのでご注意ください。

③火花を発する装置については、カーペット上での実演が禁止されています。

④カーテン、幕類、クロス、布類、その他の装飾材で可燃性のものは、すべて防炎処理済のラベルの付いたも

のを使用してください。一部の貼付け、釘止め、釘打ちなどは、防炎合板と一体とみなされませんのでこれについても防炎処理が必要です。※防炎物品には、必ず「防炎ラベル」が付いています。このラベルを付けることができるるのは、消防庁長官へ登録した業者に限られています。

⑤発泡スチロールなどの石油化学製品(ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロン、燃え易い化学繊維)は使用できません。ただし、スタイロフォームの切文字などを来場者の手の届かない場所に使用する場合は許可されます。

⑥敷物(カーペット等)は必ず防炎加工処理済のものを使用し、防炎ラベルを付けておいてください。この処理が行われていない場合は撤去していただくことがあります。

⑦感染症対策等で用いられる飛沫防止シート等も、防炎処理済みのものを使用してください。

消防法の防炎表示制限により、展示用合板、カーペット、カーテン類には防炎ラベルが貼付されたもの以外は使用できません。

(例)

### ●防炎カーペット



彩色は、地を白色、  
文字「防炎」を赤色、  
他の文字及び横線は黒色。

### ●防炎合板および カーテン・布類



彩色は、地を白色、  
文字「防炎」を赤色、  
他の文字及び横線は黒色。

基礎小間用合板ベニヤは勿論のこと、各社の小間内装飾の展示用合板、繊維板は、厚さに関係なくすべて防炎合板を使用してください。

※吹付加工では効果がなく、防炎基準に合格しません。

# 火気・危険物品等の取扱い

## ■ 禁止行為について

展示会場内では次の行為が禁止されています。ただし、展示の性質上また実演の必要上やむを得ない場合で、申請及び下記の禁止行為の解除承認条件を満たし承認を得られた場合のみ、必要最小限の範囲で行為を行うことが可能になります。

申請を行う場合は6月30日(金)までにショーカンパニー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「8. 火気・危険物品持込許可申請」への入力と次の提出資料を施工事務局へメールで提出してください。  
※追加申請はできませんので、提出期限を厳守願います。

なお、内容によっては承認が得られない場合がありますので予めご了承ください。

### <裸火使用がある場合の提出資料>

- 平面図(機器設置位置、可燃物との距離、耐震固定措置、消火器設置位置をご記載ください)
- 実演内容がわかる資料
- 使用機器の資料・写真

### <危険物品持ち込みがある場合の提出資料>

- 平面図(危険物品設置位置、転倒防止措置、消火器設置位置をご記載ください)
- 実演内容が分かる資料
- 使用機器の資料・写真
- 持ち込み容器の資料・写真

- 製品安全データシート(MSDS等)(適用法令項目の消防法にマーキングしてください)

装飾工事期間中ならびに開催期間中に消防署の査察が行われます。防火管理、危険防止設備などが不完全な場合は改善もしくは使用を禁止する他、撤去を命ぜられることがありますのでご注意ください。また、消防署の査察実施時は出展社の立ち会い、内容説明が必要です。

#### ①禁煙について

展示場内は全て禁煙です。定められた喫煙所以外は全面禁煙となっています。(解除申請は受け付けません)

#### ②裸火の使用

裸火とは以下のものが該当します。

- ア. 火気使用設備器具等を使用する行為。電気を熱源とするものでは、発熱部が赤熱して見えるもの又は外部に露出した発熱部で可燃物が触れた時着火するおそれがあるもの(表面温度約400°C以上)。ただし、発熱部が焼室、風道、庫内に面しているホットプレート、ヘアードライヤー、オーブン等を除く。
- イ. 気体、液体、固体燃料を使用し、炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用する行為。

#### ③危険物品の持ち込み

危険物品の例

##### A. 危険物: 第4類

- 特殊引火物
- 第1石油類(ガソリン・シンナー・マニキュア等)
- アルコール類(ヘアスプレー・手指消毒液等)※注1
- 第2石油類(灯油・軽油類・ディーゼル油)
- 第3石油類(重油・潤滑油)
- 第4石油類(ギヤー油)
- 動植物油類
- 機械の潤滑油等※注2

##### B. 危険物: 第5類

- メチルエチルケトンパーオキサイド(FRP硬化剤)など
- 高压ガス類
- 可燃性ガス(プロパン、アセチレン、水素、アンモニアガス等)
- 指定可燃物
- 可燃性液体類…自動車用グリス・潤滑油等※注2
- 可燃性固体類…石油アスファルト・クレゾール・ろうそく等

##### E. その他…マッチ・火薬等

#### ※注1 アルコール類について

手指消毒用として展示ホール内にアルコール(アルコール含有量が60%以上の消毒液)を持ち込む場合で、下記のすべての条件に該当するものは禁止行為の対象外となります。

#### 【条件】

- 1) 日常の手指消毒用にアルコールを使用する行為。(手指消毒用に持ち込み、常時使用するアルコールであること)
- 2) 容器の最大容積が500ml以下であること。

3)容器に容量、成分等が記載されていること。

※詰め替え用など交換・補充用に準備した別の容器を置いておく行為は、必要最小限の持ち込み量を超えていると見なされ、禁止行為に該当します。

※注2 機械内に密閉状態で内蔵される仕様で、必要最小限の量であれば規制はありません。

■ 禁止行為の解除承認条件 ①火災予防・延焼拡大・人命安全上支障とならない場合であって、承認条件を全て満たし、その他の消防法令を遵守すること。

②法令を遵守すること。

③自社ブースを小間責任者(火元責任者)により常時監視できること。

④商工業の振興発展のため、展示・実演・商談に必要な最小限であること。

⑤裸火使用の要件

使用する機器等の位置、構造等が関係法令に定める保安基準に適合しているほか、次の要件を満たすもの。装飾としてのキャンドル、アルコールランプ等の使用は原則として承認しない。

1) 使用単位

- ガス使用設備器具の実演使用は、実演に必要な最小限の範囲とする。
- 火気使用設備器具の実演使用は、実演に必要な最小限の範囲とする。

2) 使用位置

- 周囲の可燃物から火災予防上安全な距離を確保する。

[例] ハンディートーチ、ろうそく、ライター等、火炎を有するものであって、火炎の長さ及び幅が20cm以内の場合の可燃物との離隔距離は60cm以上。例により難い場合は、必ず事前に事務局に相談すること。

- 出入口・階段及び各小間内で展示されている危険物品その他易燃性物品から5m以上の距離を確保する。

- 周囲の可燃物が転倒又は落下するおそれがない場所とする。

3) 安全措置

- 小間責任者(火元責任者)等による監視及び使用後の点検等の体制を講じる。
- 小間内スタッフ等による監視消火等の体制を講じる。
- 使用者が裸火の使用を容易に停止できる措置を講じる。
- 消火器(能力2単位以上)を配置する。
- 火気器具は特性・性能等が明確かつ安全性が確保されているものを使用する。
- ガス器具を使用する場合は、ガス過流出防止装置(ヒューズコック)付きのものか、またはガス漏れ警報器を設置する。
- ガス配管は金属管とし、継ぎ手はネジ・法兰または溶接とし、床面に固定する。
- 液化石油ガスの容器は、容器組込み型(カートリッジタイプ)とする(例:カセットコンロ)。
- 排気筒は屋外に出す。
- 微小な火源を有するもの(香、線香及びはんだごて等)は、展示、実演等のために必要最小限の範囲内とする。
- 瞬間に燃焼するもの(フラッシュペーパー等)は、展示、実演等のために必要最小限の範囲内とする。
- 火花を飛散させるものは不燃材で飛散防止措置を講じる。
- 液体燃料を使用するものは必要最小限の量とし、公開時間中は給油しない。
- 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具及び固体燃料を熱源とするその他の機器を使用する場合は、展示に伴う実演に限るもので必要最小限とする。
- 裸火は入場者等に危険を及ぼさないよう防護措置を講じる。
- 固体の衝撃摩擦又は電気による火花を発生するもの(例:グラインダー、アーク溶接等)は、火花の最大となる高さ及び幅で囲んだ円筒形の範囲内には、可燃物を置かない。また、その範囲内及びその範囲の周囲2m以内の床面を防火性能を有する材料(建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料、建築基準法施工令第1条第6号に規定する難燃材料又は消防法第8条の3に規定する防炎物品)で覆う。
- チタン合金粉末を用いて火花を噴出させる演出用機器(スパークラー)は、特定の安全装置が定められているため、事前に事務局に相談すること。

**⑥危険物品の持ち込み要件**

消防法令又は防火に関する法令に違反を生じないほか、次の要件を満たし、必要最小限とする。

**1)持ち込み数量基準**

- 危険物、指定可燃物、および高圧ガス類の数量は展示・実演・商談に必要な最小限とする。

**2)危険物品の位置**

- 火気使用場所から水平距離で5m以上離す。(不燃材料で防火上有効な遮断をした場合は除く)

**3)安全措置**

- 小間責任者(火元責任者)等による監視、消火及び使用後の点検等の体制を講じる。
- 消火器(能力2単位以上)を配置する。
- 液体危険物を取り扱う場合は、その液体危険物に応じた油流出処理剤を持込量に対して必要量以上に準備する。
- 液体危険物を取り扱う配管は金属管とし、継ぎ手はネジ、法兰ジ、溶接とし、床面に固定する。
- 可燃性蒸気の発生が著しい場合は、蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設ける。
- 液体危険物を飛散させるおそれのある機器には、不燃材で飛散防止措置を講じる。
- 混合発火のおそれがある危険物品は、同一場所では取り扱わない。
- 公開時間中は、液体危険物品の補給を行わない。
- 展示用車輛等のタンク内の燃料は、必要最小限とする。
- がん具用煙火は他の物品と混在させず、火薬量5kgを超える場合は、蓋のある不燃材の容器で取り扱う。
- 危険物品の可燃性ガスが滞留しない措置を講じる。
- 保管は、密栓をし、他の物品と隔離する。
- その他危険物品の性状等に応じた安全措置を講じる。

**■ 地震対策**

展示施設は地震時でも、転倒、落下、移動等により来場者の避難及び消防活動の障害とならないよう、安全な施工を行い確認してください。

**■ 規定の変更**

事務局は必要と認めた場合、この規定の一部を変更することがあります。変更された規定は関係者に文書またはその他の方法で通知します。

# 電 気

■ 電灯・電力工事申込手続 電気を使用する出展社は、6月30日(金)までにショーカーポジットホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「9.電気使用申込」にてお申込みください。提出期日までにお申込みが無い場合には、所要電力計画に折込めないため電力の供給ができない場合があります。

■ 電気工事費用負担 [一次側幹線工事(事務局一括施工)]  
電気の供給幹線工事は、小間内の一端まで配線し、開閉器を設けます。  
原則として電源開閉器は各出展小間1ヶ所です。  
電力幹線工事費(電気使用料を含む)は、100V・200Vとも同額で、下記の料金表の通りとなります。  
※1kW未満は切り上げて1kWとして計算します。  
※電力幹線工事費(電気使用料を含む)は日割計算ではなく、電気使用量(kW数)に対しての一律料金です。

設備容量	幹線工事費(1kW当たり・税込)
0.1kW~10.0kW	14,300円
10.1kW~20.0kW	12,650円
20.1kW~50.0kW	11,550円
50.1kW以上	10,450円

例)「100V 10.5kW」・「200V 30.0kW」申請の場合。

①100V 11.0kW 分の計算式……(10.0kW×14,300円)+(1.0kW×12,650円)=155,650円  
②200V 30.0kW 分の計算式……(10.0kW×14,300円)+(10.0kW×12,650円)+(10.0kW×11,550円)=385,000円  
100V・200V合計 ①155,650円+②385,000円=540,650円

## [支払方法]

電力幹線工事費(電気使用料を含む)は会期後に施工事務局よりご請求いたします。

■ 会期中の保守 会期中は電気保守要員が会場内事務局に常駐しております。小間内の電気事故は、速やかに連絡してください。

■ 電気方式 供給電気方法は下記の3種類に限ります。  
交流単相 100ボルト 50ヘルツ  
交流単相 200ボルト 50ヘルツ  
交流三相 200ボルト 50ヘルツ  
(ただし、幹線設計の都合上、単相3線100V／200Vの供給をすることがあります。)

## <異電圧について>

電圧及びサイクルは、100V・200V／50Hzにて供給いたします。他の電圧をご利用の場合は、変圧器が必要となります。この場合は消防条例の問題もありますので、事前に施工事務局までお問合せください。なお、変圧器のリースについては、別途お見積りいたします。

■ 電気供給時間 電気供給開始は、8月17日(木)9:00頃を予定しております。  
早期送電は一切申し受け致しません。  
会期中の電気供給時間は、原則として9:00～17:30とします。  
試運転や、24時間通電が必要な場合は、ショーカーポジットホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「9.電気使用申込」の所定の欄にご入力ください。

■ 保護装置 電源異常及び事故による停電、また電圧降下により実演出品物、装置等を損傷した場合、事務局はその責任を負いません。事前に充分な保護装置等の設置を検討の上、不明な点は施工事務局へご相談ください。

■ 漏電ブレーカーの設置 小間内で電気供給を受ける全ての出展社は、自社の展示品ならびに共通供給幹線を使用する隣接小間の保護のため、漏電ブレーカーを設置してください。漏電ブレーカーが設置されていない場合は電気供給は行いません。

■ 異種電源について 施設側の指導により、発電機等の使用は認められません。

■ 電線・配線について

- 照明器具および機器の配線にはFケーブルと同等以上のケーブルを使用してください。
- 電線の接続は圧着端子等を使用してください。
- 電線の接続部(充電部)は、電気絶縁用テープや自己癒着テープ等で絶縁処理をしてください。
- 電気工事を行うすべての作業者は、作業中必ず電気工事士法に基づく電気工事士等の免状を携帯してください。
- ドラムリールを使用される際は、火災の原因となるため必ずコードを全て引き出して使用してください。

## ガス配管工事

ガス配管工事を必要とする出展社は『施工事務局』へお問い合わせください。あわせて、ショーカンパニー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「8. 火気・危険物品持込許可申請」の入力も必要となります。

ガス配管工事は事務局で一括施工いたします。

実演用燃料はLPガス（液化石油ガス）となります。ただし工事内容によってはLPガス工事を行えないことがございます。事前に工事詳細をお問い合わせし事務局で協議のうえ、ガス配管工事の御見積をさせていただきます。

## 給排水工事

給排水設備工事を必要とする出展社は6月30日(金)までにショーカンパニー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「10. 給排水工事申込」にてお申込みください。

※湯茶接待等に必要な水・湯は、展示ホール内の給湯室をご利用ください。

### ■ 1次側給排水工事

(敷設バルブに最も近い  
小間袖までの工事)

給排水供給幹線(1次側工事)の元栓は、原則として供給源(会場既設給排水設備取出口に最も近い床下機械ピット)に最も近い小間袖の位置に設置します。元栓位置について特に希望のある場合は申込書の小間内略図で指示してください。ただし、小間内工事(2次側工事)扱いになります。

給排水工事費及び水道使用料金等の諸費用は出展社の負担となります。

工事費は、水道使用料(1m<sup>3</sup>あたり1,210円(税込))と合わせて会期終了後、施工事務局よりご請求いたします。

1次側給排水工事費は、以下の通りです。

給水管のサイズ	工事費(税込)
13mmΦ	104,500円
20mmΦ	115,500円
25mmΦ	121,000円

※工事費には1次側工事費及び撤去費・バルブ1ヶ・配管材処理費・ピット清掃費・1次側会期中保守費が含まれています。

※給水管のサイズは13mm～25mmです。水圧は、1～3kgf/cm<sup>2</sup>程度になります。(圧力調整はできません)

※排水管のサイズは40mm～50mmです。

### ■ 2次側給排水工事

(小間内配管工事)

小間内の2次側給排水工事は『施工事務局』でも承ります。必要な場合は概要を施工事務局までご連絡ください。お見積いたします。

多量の水および水圧を必要とする際には、各出展社にて加圧装置を設けてください。

なお、断水、水圧低下などの事故により、実演上の支障、機械損傷の恐れがある場合には、あらかじめ各出展社で、保護装置を設けてください。事務局ではこの事による一切の責任を負いません。

※申込手続き及び給排水について不明な点は、施工事務局までお問い合わせください。

### ■ 排水時の留意点

熱湯及び油や薬品等、排水設備を破損・汚損する恐れのある物は排水できません。一般排水できる物に限ります。

## パッケージブース・レンタル備品

施工事務局では基本装飾として「パッケージブース・レンタル備品」をご用意しております。パッケージブースをご利用頂ければ装飾・運搬・施工・撤去の手間が省け、出展社は展示製品をレイアウトし、説明員を派遣するだけで効果的な展示ができます。

またこのパッケージブースに追加装飾(別途料金)を行うのもひとつ的方法です。

ご希望の出展社は、6月30日(金)までにショーカンパニー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「13. パッケージブース申込」、「14. レンタル備品申込」にてお申込みください。

# 医薬品・医薬部外品及び医療機器の展示・サンプリング

医薬品・医薬部外品及び医療機器(一般医療機器を除く)の展示・サンプリングを行う場合、各種届出が必要になります。

事務局では該当する出展社を一括して申請を行いますので、6月30日(金)までにショーカーネーション公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「11. 医薬品・医薬部外品・医療機器の展示・サンプリング申込」にてお申込みください。なお、医療機器(一般医療機器を除く)の展示・サンプリングについては別途各社にて保健所への申請(届出)が必要な場合があります(下記参照)。

## ■ 医薬品及び 医薬部外品について

薬事法改正に伴い、医薬品展示・サンプリングの要領が変わりました。下記の注意事項を順守の上、展示・サンプリングを実施してください。特に、サンプリング商品の情報提供については、会場内医薬品相談カウンター常駐の薬剤師または登録販売者しか行えませんのでご注意ください。但し、サンプリング等の授受に関わらない展示物の商品PR・説明は可能です。(医薬品相談カウンターの詳細については、後日事務局よりご案内します)

### 展示について

- 1) 展示範囲がわかるよう、テープなどで表示すること
- 2) 医薬品の展示(要指導、第一類、指定二類)については、空き箱(パッケージのみ)展示とすること。
- 3) 展示物が本物である場合は盗難に注意し、棚に固定する等の方法をとること。
- 4) 医薬品を展示する前に査察を実施します。許認可が下りた後に展示を始めること(8月17日(木)~)。
- 5) 医薬品(リスク別)・医薬部外品をはっきりと区別し陳列すること。

### サンプリングについて

- 1) サンプリングは自社小間内で実施すること。
- 2) サンプリングできる医薬品は第二類(指定二類は除く)、第三類のみとすること。
- 3) サンプリングの際、サンプリングする医薬品に関する情報(名称、用法用量、効果、効能等薬事に関する事)を個人に対して説明する行為、及び当該医薬品についての相談を受ける行為等は一切行わないこと。
  - a. 相談・情報提供が必要な場合は会場内医薬品相談カウンター(主催者設置)に案内してください。
  - b. 小間内のクイズ大会等の個人向けではない大衆(大勢)に向けた催しでの商品PR・説明は可能です。  
※第二類医薬品のサンプリングにあたっては適正な使用のために必要な情報提供として、a. の医薬品相談カウンターがあることを案内してください。ブースではb. のような方法で情報提供を行ってください。
- 4) サンプリングする医薬品は適正な製造・表示のものであること。
- 5) サンプリング時には説明書やパンフレットなど、商品にお問い合わせ窓口・連絡先を記載、もしくは記載したものも併せて配布すること。

### 届出の有無について

種別		出品形態	届出の要・不要
医 薬 品	要指導	展示(空き箱のみ)	必要(ご記入ください)
	第一類・指定二類	展示(空き箱のみ)	必要(ご記入ください)
	第二類・第三類	展示・サンプリング	必要(ご記入ください)
医薬部外品		展示	不要(記入の必要はありません)
		サンプリング	必要(ご記入ください)

「医薬部外品」を展示のみに使用する場合に関しては届出は必要ありません。

但し、サンプリングを行う際には「医薬部外品」についても全てご記入をお願いいたします。

※平成26年6月12日より薬事法が改正され、医薬品の区分に要指導医薬品が追加されております。

## ■ 医療機器について

医療機器(一般医療機器を除く)の展示・サンプリングを行う場合は、事務局へのお申込みとあわせて出展各社にて保健所への申請(届出)が必要な場合があります。展示・サンプリングを行う機器の分類等によって申請の有無や展示・サンプリングの方法が異なりますので、不明な場合は事務局へお問い合わせください。  
例) コンタクトレンズ、AEDなど(展示品であっても現品を展示会場に持ち込む場合は申込が必要です)  
※一般医療機器の場合は申込・届出は不要です。

なお、出展各社による申請(届出)を行う場合は、下記へお問い合わせください。

江東区保健所 生活衛生課 医薬衛生係  
〒135-0016 東京都江東区東陽2-1-1 TEL: 03 (3647) 5815

## ■ 食品の取扱い（試飲・試食・サンプリング）

展示会において試飲・試食・包装食品の配布（サンプリング）を行う場合は、保健所への届出が必要となります。事務局では出展各社の届出を一括して保健所へ提出しますので、**6月30日(金)までにショーカーポジットホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「12. 食品取扱届」に必要事項を入力してください。**

また、次の内容に従い実施内容に合わせて設備の準備や衛生対策を行ってください。

- 試飲・試食・サンプリングにあたっては、小間内の衛生管理、手洗いを行う等、食中毒対策を行ってください。使い捨て手袋、アルコール消毒スプレー等を用意することは、手洗いの代用にはなりません。
- 必要に応じて小間に喫食場所を設けてください。小間外の通路等での試飲・試食・サンプリングは禁止です。
- 試飲・試食・サンプリングにより発生したごみは、液漏れや臭いを防ぐために蓋つきのごみ箱を設置し、出展社側で適正に処分してください。
- 食品は適切な温度管理を行い、提供の量に見合った仕入れおよび調理をしてください。
- 配布に使用する食器類は使い捨ての容器を使用し、衛生的に管理してください。
- 調理器具等は清潔なものを使用し、衛生的に管理してください。
- 届出された内容によっては、別途保健所から衛生指導が入る場合があります。

### 1) 試飲・試食を行う場合

試飲・試食を行う際は、内容により次の設備をご用意ください。

	試飲・試食の内容	必要な設備の目安
①	予め容器包装された食品を配布する。 缶もしくはペットボトル飲料を紙コップなど使い捨て容器に注ぎ分けする。	必要により冷蔵(冷凍)庫
②	食品をひとり分ずつ小皿等に取り分けて提供する	手洗い設備(消毒液、石けん付) 必要により冷蔵(冷凍)庫
③	食品を包丁やまな板等を使用してカットする。 ソフトクリームマシーンを設置してソフトクリームを提供する。 食器具類の洗浄が発生する。	手洗い設備(消毒液、石けん付) シンク 必要により冷蔵(冷凍)庫
④	食品を加熱調理して提供する。 ①②③以外の提供方法。 油汚れの発生する調理を行う。	手洗い設備(消毒液、石けん付) シンク 必要により冷蔵(冷凍)庫 必要により給湯設備

\* 注意 \*

- 手洗い設備の大きさの目安：幅 36cm × 奥行 28cm 以上
- シンク 1 槽の大きさの目安：幅 45cm × 奥行 36cm × 深さ 18cm 以上
- 水は上下水道に直結してください。
- 消毒液・石けんは各社でご用意ください。

### 2) 包装食品の配布(サンプリング)を行う場合

- 包装された食品を配布する場合は、食品表示法で規定されている表示のあるものを配布してください。
- 未包装食品の露出提供は行わないでください。

なお、食品の取扱い、食中毒予防についてのご相談は、下記宛にお問い合わせください。

江東区保健所 生活衛生課 食品衛生第一係  
〒135-0016 東京都江東区東陽2-1-1 TEL: 03 (3647) 5882

## ■ その他申請・届出について

展示会内で行われる出展社による行為について、これまでに上げた事項以外でも関係各所への申請・届出が必要なこともあります。原則として、ブース内での演出や実演、来場者が体験する内容などの申請・届出の要・不要については、自社にて、期日に十分余裕をもち、計画段階での事前確認及び手続きを事務局及び関係各所へ行うようお願いします。申請・届出の要不要が不明な点がありましたら、事務局又は江東区保健所など関係各所へお問い合わせください。

なお、展示会当日であっても必要な申請・届出がされていない場合、申請・届出と異なる行為が行われていた場合は、事務局の裁定により即時中止となりますのでご注意ください。

<その他の申請・届出が必要になる例>

● 来場者に実演等を行う場合（シャンプー、ヘアスタイリング、メイク等）

内容によっては保健所の指導が入る場合があります。

予め出展社が用意したモデルに対してメイクを行う場合や、来場者が自身（セルフ）で体験をする場合は設備や届出は不要です。衛生対策に留意して実施してください。

● 温泉水を用いて足湯を行う場合など

ご相談は下記宛にお問い合わせください。

江東区保健所 生活衛生課 環境衛生係  
〒135-0016 東京都江東区東陽2-1-1 TEL: 03 (3647) 5862

## ■ 宿泊

会期中の宿泊について、ご希望の出展社は、別途ご案内する「宿泊のご案内」にてお申込ください。

## ■ 広報・宣伝

■ 広 告 事務局では新聞広告、雑誌広告を掲載します。会期中は、積極的に各種報道機関の取材を受け入れます。

■ ニュースリリースの発行 第23回 JAPAN ドラッグストアショーの出展社募集から開催に至る期間に随時、ニュースリリースを作成し、「第23回 JAPAN ドラッグストアショー」に関するプレスへの情報提供を実施します。

■ ホームページ・SNS の設置 第23回 JAPAN ドラッグストアショーのオフィシャルホームページとして展示会の各種情報を提供します。

公式ホームページ <https://www.drugstoreshow.jp>

TwitterなどのSNSを活用し、来場促進を実施します。また、JACDS 正会員企業のSNSやホームページ、アプリ等での告知掲載にご協力いただきます。

出展各社においても積極的に来場促進へのご協力をお願いします。

■ ポスター・チラシ ポスター・チラシ等を作成し、出展社、後援、協力各団体、学校に配布して掲示を依頼します。

又、交通広告として、中吊り広告の実施を予定しております。また、JACDS 正会員企業を中心に招待状を配布し店頭での広報にご協力いただきます。

■ D M 関連業界から来場対象者をリストアップし、招待状などのDMを発送します。

## ■招待状・封筒

出展社に規定配布分として事前にお渡しする招待状等の数量・発送予定時期は次の通りです。本展示会ご出展の告知にご活用ください。  
(専用パッケージ小間・ゴンドラ什器での出展の場合は、ビジネス来場者用招待状50枚のみが規定配布分となります。)

名称	規定配布数	発送予定時期
ビジネス来場者用招待状	1小間あたり300枚	
一般来場者用招待状	1小間あたり10枚	7月上旬発送 (予定)
展示会名ロゴ入り封筒	1小間あたり50部	

規定配布数より追加ご希望の場合は、6月30日(金)までにショー公式ホームページ「出展社専用ページ」にログインし、各種申請書類「4. 車両許可証・招待状等追加申込」にてお申込みください。追加分のお届けは7月下旬(予定)とさせていただきます。

※原則として、宅配便送料着払いにて、追加申込出展社への一括送付とさせて頂きます。

## ■共通食事券(ビッグサイトカード)

ビッグサイトカードは、プリペイドカード式の「共通食事券」です。1枚1,000円で、有効期限は券面に記載されている6ヶ月間です。東京ビッグサイトのレストランやコンビニエンスストアで利用できます。また、有明パークビルのレストラン、TFTビルのレストランでも利用できます。ビッグサイトカードに関する詳しいご案内はホームページ：<https://www.bigsight.jp/visitor/services/card.html>をご確認ください。

### ■共通食事券

#### ●東京ビッグサイト館内にて現金購入する場合

(ビッグサイトカード) 会議棟2F エントランスホール サービスコーナーにて販売しております。(営業時間：9:00～18:00)

購入方法 ※ご購入の際には、簡易版の申込書に必要事項を記載して頂きます。

#### ●事前振込にて購入する場合

(株)ビッグサイトサービスのホームページより7月28日(金)までにお申込みください。

<https://www.bigsight-services.co.jp/application/card-purchase/>

その他ビッグサイトカードに関する質問等は下記へお問い合わせください。

株式会社ビッグサイトサービス サービスコーナー(営業時間9:00～18:00)

〒135-0063 江東区有明3-11-1 東京ビッグサイト 会議棟2F エントランスホール

TEL: 03 (5530) 1215

## ■ビジター&ビジネスセンター(営業時間9:00～18:00)

サービス内容／コピー、データ出力、レンタルPCスペース、大型出力、レンタルミーティングルーム、国内宅配便(着払い)など  
※宅配便利用の際は、予め下記に直接お問い合わせください。

ビジター&ビジネスセンター(営業時間9:00～18:00)

〒135-0063 江東区有明3-11-1 東京ビッグサイト 会議棟2F

TEL: 03 (5530) 1292

## ■ 関係者識別パス

■関係者へは、下記の内容で関係者識別パスを発行します。会期中は、識別パスを着用してください。

■出展社には出展社証を申込小間数×5枚で配付します（専用パッケージ小間・ゴンドラ什器の場合2枚）。規定配付分のお届けは、7月上旬（予定）とさせて頂きます。規定配付の数以上に必要な場合は、8月16日（水）13:00より会期中随時会場内事務局にて配付します。ただし、枚数に限りがありますので、自社関係者内で再利用するなどして最小限になるよう調整のうえ、お求めください。  
※基準時間以外の会場出入りには「出展社証」を着用してください。  
※設営・撤去期間中の基準時間内に関しては、着用の必要はありません。

①出展社 [グリーン]



②主催者 [ライトグリーン]



③主催関係者 [パステルグリーン]



④事務局 [インディゴ]



⑤スタッフ [ジェイブルー]



⑥報道 [アイボリー]



⑦イベントスタッフ [ライトブルー]



## ■来場者識別パス

■8月18日(金)～20日(日)に来場するビジネス商談目的の来場者は、必ず事前登録が必要となります。登録時に、10種にカテゴリ分けを行います。各自で持参した参加証を入口で配布するケースに入れて着用してご入場いただきます。

ビジネス来場者パス(イメージ)



カテゴリー	色
①ドラッグストア	レッド
②薬局・薬店	オレンジ
③小売業	ウォームオレンジ
④メーカー	山吹色
⑤商社・卸売業	パープル
⑥官庁・団体	レンガ
⑦学校関係者	キャラメル
⑧その他	ライトブラウン
⑨海外	ホワイト
⑩専門家	ピンク

■8月19日(土)・20日(日)に来場する一般来場者は、会場入口で配布するシールを着用してご入場いただきます。(登録不要)

一般来場者用シール [ブラウン]



## ■主催者協力会社および関係連絡先

担当業務	問合せ先	連絡先
事務局	第23回 JAPAN ドラッグストアショー 推進事務局 担当：水田・馬場 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-8-8 VORT 神田小川町 8F	T E L : 03 (6206) 0067 F A X : 03 (3525) 4171 E-mail : info@drugstoreshow.jp
基礎小間 床面工事 火気・危険物品持込 パッケージブース レンタル備品 電気工事 ガス工事 給排水工事 ごみ処理	第23回 JAPAN ドラッグストアショー 施工事務局 担当：松尾・音喜多・滝澤 〒108-0023 東京都港区芝浦2-1-13 ダイトー本社ビル別館5F【ディー・エイト(株)内】	T E L : 03 (6821) 6495 F A X : 03 (5419) 6494 E-mail : sekou@drugstoreshow.jp
共通食事券 ビッグサイトカード	(株)ビッグサイトサービス サービスコーナー 〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 東京ビッグサイト会議棟2F エントランスホール	T E L : 03 (5530) 1215 F A X : 03 (3520) 2059
通信回線架設	(株)ビッグサイトサービス 通信回線サービス担当 〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1	T E L : 03 (5530) 1107 F A X : 03 (5530) 1106 E-mail : tsushin@tokyo-bigsight.co.jp
宅配便 チャーターサービス	ヤマト運輸(株) 東京ビッグサイトセンター	T E L : 03 (3599) 1340 F A X : 03 (5564) 3780
	(株)近鉄コスモス	T E L : 03 (5148) 3960 F A X : 03 (3542) 6910
	ヤマトボックスチャーター(株)	<a href="https://www.yamatobc.com/">https://www.yamatobc.com/</a> 右上にある「事業所一覧」から 自社の管轄支店にお問合せください。